

学校いじめ防止基本方針

八幡平市立田山小学校
令和5年6月改訂

I いじめ防止対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

(1) いじめの態様【国『いじめの防止等のための基本的な方針』による】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの防止等の対策のための組織・校内体制

1 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

【委員長】校長 【委員】副校長、教務主任、生徒指導主事（特別支援コーディネーター）、養護教諭
※必要に応じて学校医・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの参加を得るものとする。

(2) 役割

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）
- ⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
- ⑥事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ⑦指導の体制・対応方針の決定と組織的対応の実施

(3) 開催時期

学期に1回、いじめアンケート実施後に開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

III いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

3 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事等の取組
- (2) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

(3) その他

4 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校 HP に掲載したり、PTA 総会・新入生説明会で説明したりするなどしていじめ防止対策の周知に努める。
- (2) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳の授業を公開する。

5 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年1回(7月)
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回(8月、12月)

IV いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や連絡帳等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中のもとより、休み時間や放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童を対象とした心のチェックシート・アンケート調査 年3回(5月、10月、2月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(5月、10月)
- (3) 教育相談週間の実施 年3回(5月、10月、2月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

○日常のいじめ相談(児童及び保護者).....	全教職員が対応
○地域からのいじめ相談窓口.....	副校長
○インターネットを通じて行われるいじめ相談.....	学校または所轄警察署
※24時間子供SOSダイヤル(県教委)	0120-0-78310
ふれあい相談電話(総合教育センター)	0187-27-2331
子どもの人権110番(盛岡法務局)	0120-007-110

4 いじめ防止対策年間計画

学期	月	主な内容等
一学期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と見直し【職員会議】 ・P T A総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明【保護者】 ・学級開き（人間関係づくり・学級ルール etc） ・子ども版「学校いじめ防止基本方針」の説明【学級】
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめアンケート調査【児童・保護者】 ・教育相談週間【学級】 ・「いじめ対策委員会」開催
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U調査の実施【3・4年】 ・アンケート及び教育相談の結果報告と今後の取組【職員会議】
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題にかかわる職員研修【校内研修会】 ・学校評価（まなびフェスト）の実施と今後の取組
二学期	8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題自己診断【各教職員】 ・夏休み明け児童の様子把握【学級】 ・Q-U調査の分析と活用【校内研修会】 ・保護者等への学校評価（まなびフェスト）の報告
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・人権指導計画の取組と今後の対応【職員会議】
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケート調査【児童・保護者】 ・教育相談週間【学級】 ・Q-U調査の実施【3・4年】 ・「いじめ対策委員会」開催
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート及び教育相談の結果報告と今後の取組【職員会議】 ・Q-U調査の分析と活用【校内研修会】
三学期	12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題自己診断【各教職員】 ・学校評価（まなびフェスト）の実施と今後の取組
	1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明け児童の様子把握【学級】 ・保護者等への学校評価（まなびフェスト）の報告
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート調査【児童】 ・アンケートの結果報告と今後の取組【職員会議】 ・「いじめ対策委員会」開催 ・新入生保護者会での「学校いじめ防止基本方針」の説明【保護者】
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価（まなびフェスト）の実施と今後の取組、保護者等への報告 ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し【職員会議】
	毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級の児童の様子と「いじめ」に関する情報共有【職員会議】

V いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする（報告義務の徹底 ※規定違反）。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にす。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめ対応の基本的な流れ

- (1) 正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
 - ・個々に聴き取りを行う。
 - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
 - ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- (2) 指導体制、方針決定 重大事態の判断
 - ・指導のねらいを明確にする。
 - ・全ての教職員の共通理解を図る。
 - ・対応する教職員の役割分担を考える。
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命や身体の安全がおびやかされるような重大な事態および学校だけでは解決が困難な事案～緊急対策会議→教育委員会、警察等へ連絡

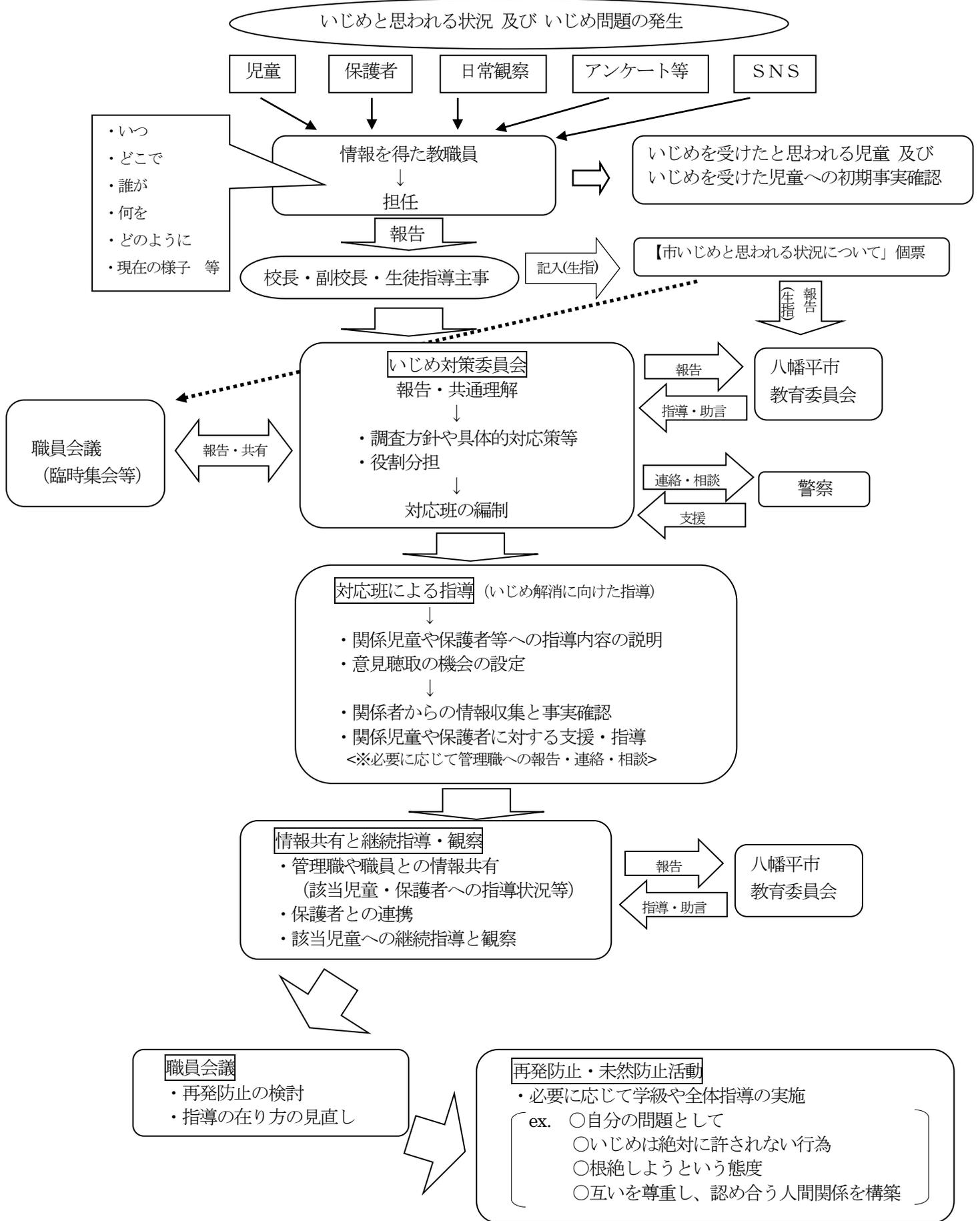
- (3) 児童への指導・支援
 - ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。
 - ・加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点をもつ。
- (4) 保護者との連携
 - ・直接会って、具体的な対策を話す。
 - ・被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。
- (5) その後の対応
 - ・継続的に指導や支援を行う。
 - ・カウンセラー等の活用を含め心のケアにあたる。
 - ・心の教育の充実を図り、居場所作り・絆づくりに努める。
- (6) いじめ解消の判断を行う。

いじめ解消の判断

＝いじめに係る行為が3ヶ月間止んでいる 被害児童が心身の苦痛を感じていない

※被害児童・保護者に対し面談等で確認する。「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続ける。

3 「いじめと思われる状況」及び「いじめの発見・通報を受けた場合」の組織的対応



VI 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【法第28条①】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（八幡平市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したも
のとして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

八幡平市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を八幡平市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。（※関係者の個人情報に配慮する。）
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（八幡平市教育委員会）が調査の主体となる場合

八幡平市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。